

高血圧症・脂質異常症・糖尿病で通院中の患者さまへ

(診療報酬の算定について)

令和6年6月の診療報酬の改定により、高血圧・脂質異常症・糖尿病のいずれかを治療している患者様におかれましては、これまで当診療所で算定してきた『特定疾患療養管理料』に代わり、患者様個々に応じた療養計画に基づき、生活習慣に関する総合的な治療管理を行う『生活習慣病管理料Ⅱ』を算定することになりました。

これからは、医師が『生活習慣病療養計画書』を作成し、患者様個々に応じた目標設定、具体的な指導を行っていきます。計画書には患者様にご署名をいただく必要がありますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

令和6年6月6日

神奈川県立煤ヶ谷診療所